

建築士事務所の皆様へ

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
 有限会社 日事連サービス
 東京海上日動火災保険株式会社

ご加入にあたってのご注意点

1. 保険の内容について

①この保険は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)を保険契約者とし一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会員を被保険者とする建築家賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が有します。なお加入証につきましては会員の皆様へ発行致しております。

(注)日事連の会員以外の建築事務所は、契約形態が一部異なりますので、別途日事連サービスよりご案内致します。

②保険の内容につきましては「日事連・建築士事務所賠償責任保険」パンフレットをご参照下さい。

2. 事故対応について

①この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談された場合には、示談金額の全額または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

②この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

③日本国外において遂行した業務、日本国外において発見された事故については補償されませんのでご注意ください。

3. 保険会社等の引受責任について

①この保険は、以下引受割合による保険会社の共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は以下の引受割合に応じて、連帯する事なく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)	65%	ゼネラル保険会社	20%
三井住友海上火災保険株式会社	7.5%	日本興亜損害保険株式会社	7.5%

②引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会下さい。

保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4. 団体割引について

会員の皆様方には20%の団体割引を適用します^(※)。詳細については取扱代理店または引受保険会社までお問合せ下さい。

また日事連会員以外の事務所の皆様は一般契約としてご加入頂くため、団体割引が適用されない点にご注意下さい。

(※)加入者数によっては、団体割引率が変更となります。

5. 取扱代理店の業務

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

6. 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ^(※)各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（および引受保険会社のグループ各社）における個人情報の取扱いについては、引受保険会社のホームページをご覧ください。

なお、東京海上日動火災保険（株）のホームページは以下のとおりです。

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

7. ご加入にあたってのご注意点

<告知義務> 加入依頼書や保険料算出基礎数字申告書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<通知義務>（建築家賠償責任保険の場合）ご加入後に加入依頼書や保険料算出基礎数字申告書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。（請負業者賠償責任保険の場合）ご加入後に加入依頼書や保険料算出基礎数字申告書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

8. 先取特権について

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

9. 同封のパンフレットは「日事連・建築士事務所賠償責任保険（建築家賠償責任保険）」の内容をご紹介します。詳細はパンフレット記載の普通保険約款・特別約款・特約条項によりますが、保険金のお支払条件・ご加入のお手続き、その他この保険の詳しい内容についてご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレットならびにこのご案内等の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

以上
＜団体用＞

2013年12月作成 13-T-09444